

宮崎の強みを生かした県内周遊型観光誘客助成金交付要綱

令和7年7月10日
公益財団法人宮崎県観光協会

(趣旨)

第1条 公益財団法人宮崎県観光協会（以下「協会」という。）は、宮崎の強みを生かした誘客を図るため、予算の範囲内において、宮崎県内周遊型観光の旅行商品の造成及び送客を実施する宮崎県内の旅行会社に対し助成金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、宮崎県内の一般社団法人全国旅行業協会（ANTA）正会員とする。

(助成要件)

第3条 この助成金は、助成対象者が、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する旅行商品に係る旅行（以下「旅行」という。）の催行により、宮崎県内周遊型観光客を送客した場合に交付するものとする。

- (1) 宮崎の強み（宮崎県観光振興計画にある、5つのS「食・スポーツ・神話・自然・森林」のいずれかを含む。）を生かした企画の実施又は県内イベント等を企画に入れ込むこと。
- (2) 宮崎県内を発着とし、片道50km以上の観光地を必ず入れ込むこと。また本事業は宮崎県内観光施設の活性化及び閑散期対策を目的としていることから、出発日は10月、11月及び2月を除く企画であること。
- (3) 旅行行程内に県内の食事施設、物産販売施設、宿泊の際は宿泊施設を必ず組み込むこと。
- (4) 募集型企画旅行、若しくは受注型企画旅行であること。
- (5) 1本あたりの送客目標人数が20名以上の旅行商品であること。
- (6) パンフレット等に「公益財団法人宮崎県観光協会助成事業」と明示すること。
- (7) 宗教、政治、興行、学校行事、遠征、大会等への参加を目的とする企画でないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次に掲げる金額を上限とする。また予算の範囲内における事業である為、宿泊企画10本、日帰り企画50本までを限度とする。

- (1) 宿泊を伴う企画においては出発日換算で1本につき60,000円
- (2) 日帰り企画においては出発日換算で1本につき30,000円

(助成金交付の申請)

第5条 助成対象者が助成金の交付申請をしようとするときは、次に掲げる書類を協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 企画内容が確認できる書面またはHP画面の印刷物（PDFでも可）
- (3) その他協会が必要と認める書類

(助成金の交付決定および通知)

第6条 会長は、前条の申請の審査の結果、助成金を交付することが適當と認められるときは、交付額を決定し助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第7条 助成金の交付決定を受けた事業者（以下「助成事業者」という。）は、第5条の規定による交付申請書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに助成金変更交付申請書（別記様式第3号）を会長に提出しなければならない。ただし、交付額の減額、行程の変更等、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前条の規定は、前項の規定による変更交付申請について準用する（別記様式第4号）。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、旅行の催行が全て終了した日から起算して15日を経過した日までに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（別記様式第5号）
- (2) 本企画が掲載されているツアーパンフレット又はHP画面の印刷物
- (3) 貸切バス利用の場合は運送引受書、JR利用の場合は乗車証明書（コピー可）
- (4) 宿泊証明書又はこれと同等として協会が認めたもの（日帰り企画は不要）

(交付額の確定通知)

第9条 会長は、前条に定める書類の提出を受けた場合において、その内容を審査し、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付額を確定し、助成事業者に助成金交付額確定通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

(請求及び支払い)

第10条 助成事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書（別記様式第7号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項による請求書受理後、助成事業者の指定する金融機関の口座へ30日以内に助成金を振り込むものとする。

(助成金交付決定の取消し及び返還)

第11条 会長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付目的を達成することができないと認められる事由が生じたとき。

2 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年7月10日から施行し、令和7年度の予算に係る助成金に適用する。